

議案第 27 号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬を増額するのに伴い、所要の改正をするため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

校医・学校歯科医	年額	基本額 100,000 児童生徒割 1人 200	副市長
学校薬剤師	年額	70,000以内	副市長

を

」

「

学校医・学校歯科医	年額	1校 150,000 児童生徒割 1人 200	副市長
学校薬剤師	年額	1校 100,000	副市長

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。